

予算項目	配水費-委託料
委託番号	委託第32号

# 設計書

課長	課長補佐	係長	副務者	検算	主務者

年度	令和6年度	作成年月日	令和6年4月15日	履行期間	から
委託名	漏水調査業務委託				令和7年1月31日
委託場所	秋田地区・雄和地区・河辺地区・国道28ブロック			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国補・県補・ <u>市単</u>				

費用内訳			業務概要			
	設計額(円)		調査対象配水管延長	596.6km	弁栓音聴調査	42.6km
	業務価格		調査対象戸数	59,932戸	路面音聴調査	42.6km
	消費税等相当額		POI(漏水可能性区域)調査	427箇所	確認調査	596.6km
	業務委託費					
			副務者	(職名)氏名		
			主務者(監督員)	(職名)氏名		

本委託費内訳書

工 種	種 別	細別	単位							摘 要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
直接調査費	作業計画作成		km	596.6						単価表第1号
	現場下見調査		km	596.6						単価表第2号
	弁栓音聴調査		km	42.6						単価表第3号
	戸別音聴調査		戸	2,997						単価表第4号
	戸別振動計測点検		戸	56,935						単価表第5号
	戸別振動計測点検データ処理解析		戸	56,935						単価表第6号
	路面音聴調査		km	42.6						単価表第7号
	POI(漏水可能性区域)調査(路面・弁栓)		箇所	270.0						単価表第8号
	POI(漏水可能性区域)調査(戸別・路面・弁栓)		箇所	157.0						単価表第9号
	漏水確認調査		km	596.6						単価表第10号
	報告書作成		km	596.6						単価表第11号
	小計									
直接経費	運搬費		式	1						明細書第1号
	安全費		式	1						明細書第2号
	小計									
	計									
滞在費			式	1						明細書第3号
諸経費			式	1						
業務価格	計									
消費税等相当額										
漏水調査業務委託費	合計									

運搬費(1式当り)

(明細書 第 1 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	現場下見調査		日	8.00				単価表第13号
	戸別音聴調査		日	7.00				単価表第14号
	戸別振動計測点検		日	149.00				単価表第15号
	路面音聴調査		日	6.00				単価表第16号
	POI調査		日	35.00				単価表第17号
	漏水確認調査		日	78.00				単価表第18号
	計							

安全費(1式当り)

(明細書 第 2 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	安全施設費		式	1.00				単価表第19号
	安全管理費	世話役	人					
	諸雑費		式	1.00				安全管理費の25%
	計							

滞在費(1式当り)

(明細書 第 3 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	直接往復費		式	1.00				単価表第20号
	滞在費		式	1.00				単価表第21号
	計							

作業計画作成(10km当り)

(単価表 第 1 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	調査主任技師		人					
	調査技師		人					
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							
	1km当り							

現場下見調査(10km当り)

(単価表 第 2 号)

項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
	調査技師		人					
	調査技師補		人					
	機器損料	金属探知器	日	0.14				
	〃	管探知器	日	0.14				
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料の合計額の1%
	計							
	1km当り							

弁栓音聴調査(10km当り)

(単価表 第 3 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	調査技師		人					
	調査技師補		人					
	機器損料	音聴棒	日	1.06			L=1.5m	
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料の合計額の2%
	計							
	1km当り							



戸別音聴調査(100戸当り)

(単価表 第 4 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	調査技師		人					
	調査技師補		人					
	機器損料	音聴棒	日	0.53			L=1.5m	
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料の合計額の2%
	計							
	1戸当り							

## 戸別振動計測点検(100戸当り)

(単価表 第 5 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	軽作業員		人					
	機器損料	時間積分式 漏水発見器	日	0.53				
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料 の合計額の2%
	計							
	1戸当り							

戸別振動計測点検データ処理解析(1800戸当り)

(単価表 第 6 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	調査技師補		人					
	解析ソフト使用料		日	1.00				
	機器損料	パソコン	日	1.00				
	計							
	1戸当り							

路面音聴調査(10km当り)

(単価表 第 7 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	調査技師		人					
	調査技師補		人					
	機器損料	漏水探知器	日	2.86			聴音式	
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料の合計額の2%
	計							
	1km当り							

POI(漏水可能性区域)調査(路面・弁栓) (1箇所当り)

(単価表 第 8 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	弁栓音聴調査		km	0.50				単価表第3号
	路面音聴調査		km	0.50				単価表第12号
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料の合計額の2%
	計							
	1箇所当り							

POI(漏水可能性区域)調査(戸別・路面・弁栓)(1箇所当り)

(単価表 第 9 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	弁栓音聴調査		km	0.50				単価表第3号
	戸別振動計測点検	時間積分式 漏水発見器	戸	70.00				単価表第5号
	戸別振動計測点検 データ処理解析		戸	70.00				単価表第6号
	路面音聴調査		km	0.50				単価表第12号
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損 料の合計額の2%
	計							
	1箇所当り							

漏水確認調査(10km当り)

(単価表 第 10 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	調査技師		人					
	調査技師補		人					
	機器損料	相関式漏水探知器	日	0.05				
	〃	発電機	日	0.47				
	〃	電気ハンマードリル	日	0.47				
	〃	ボーリングバー	日	0.47				
	〃	音聴棒	日	0.47			L=1.5m	
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料 の合計額の4%
	計							
	1km当り							

報告書作成(10km当り)

(単価表 第 11 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	調査主任技師		人					
	調査技師		人					
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							
	1km当り							



路面音聴調査(10km当り)(昼間)

(単価表 第 12 号)

項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
	調査技師		人					
	調査技師補		人					
	機器損料	漏水探知器	日	2.86			聴音式	
	諸雑費		式	1.00				労務費及び機器損料の合計額の2%
	計							
	1km当り							

現場下見調査

(単価表 第 13 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	ガソリン		L	13.00				2.6L/h×5h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	5.00				
	〃	〃	日	1.00				
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							

戸別音聴調査

(単価表 第 14 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	ガソリン		L	2.60				2.6L/h×1h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	1.00				
	〃	〃	日	1.00				
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							

戸別振動計測点検

(単価表 第 15 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	ガソリン		L	2.60				2.6L/h×1h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	1.00				
	〃	〃	日	1.00				
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							

## 路面音聴調査

(単価表 第 16 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	ガソリン		L	2.60				2.6L/h×1h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	1.00				
	〃	〃	日	1.00				
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							

POI調査

(単価表 第 17 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	ガソリン		L	2.60				2.6L/h×1h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	1.00				
	〃	〃	日	1.00				
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							

漏水確認調査

(単価表 第 18 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	ガソリン		L	3.90				2.6L/h×1.5h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	1.50				
	〃	〃	日	1.00				
	諸雑費		式	1.00				端数処理
	計							

安全施設費

(単価表 第 19 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	バリケード	鋼製反射型 800×1,200mm	枚	2				
	セフティーコーン	H=70cm 反射型	個	3				
	保安灯	赤色又は黄色 H=1.0m	個	2				
	作業表示板	鋼製支柱付 140×110cm	枚	2				
	規則標識	合成樹脂 46×100cm	枚	2				
	計							



直接往復費

(単価表 第 20 号)

項 目	名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	備 考
	基準日額	調査技師	式	1.00				
	日当	調査技師	式	1.00				
	宿泊費	調査技師	式	1.00				
	交通費		式	1.00				単価表第22号
	小計							
	基準日額	調査技師補	式	1.00				
	日当	調査技師補	式	1.00				
	宿泊費	調査技師補	式	1.00				
	交通費		式	1.00				単価表第22号
	小計							
	計							

滞在費

(単価表 第 21 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	調査技師		日	29.00			29日まで	
	調査技師		日	30.00			30日から59日まで	
	調査技師		日	77.00			60日以上	
	小計							
	調査技師補		日	29.00			29日まで	
	調査技師補		日	30.00			30日から59日まで	
	調査技師補		日	77.00			60日以上	
	小計							
	軽作業員		日	58.00			29日まで	2人分
	軽作業員		日	60.00			30日から59日まで	2人分
	軽作業員		日	180.00			60日以上	2人分
	計							

直接往復交通費

(単価表 第 22 号)

項目	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
	ガソリン		L	20.80				2.6L/h×8h
	油脂類		式	1.00				ガソリンの20%
	損料	ライトバン1500cc	h	8.00				
	〃	〃	日	1.00				
	計							

委託業務内容

ブロック名	調査対象延長 (km)	弁栓音聴調査 (km)	路面音聴調査 (km)	確認調査 (km)	戸別音聴調査 (戸)	戸別振動計測点検 (戸)	POI(漏水可能性区域)調査 (路面・弁栓)(箇所)	POI(漏水可能性区域)調査 (戸別・路面・弁栓)(箇所)
2 中野	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	14.0
4 飯島西	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	15.0
5 飯島東	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	16.0
8 土崎東	36.4	0.0	0.0	36.4	243	4,612	24.0	0.0
9 将軍野北	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	18.0
10 将軍野東	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	15.0
12 旭川東	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	4.0
19 手形西	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	12.0
20 手形東	33.1	0.0	0.0	33.1	177	3,354	25.0	0.0
21 川尻	10.9	0.0	0.0	10.9	16	308	2.0	0.0
23 保戸野	31.3	0.0	0.0	31.3	215	4,093	15.0	0.0
25 駅東北	52.8	0.0	0.0	52.8	344	6,542	25.0	0.0
26 駅東東	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	8.0
27 駅東南	45.0	0.0	0.0	45.0	324	6,164	27.0	0.0
28 大町	7.9	0.0	0.0	7.9	74	1,407	0.0	0.0
30 旭南	10.0	0.0	0.0	10.0	115	2,190	6.0	0.0
33 割山低区	31.2	0.0	0.0	31.2	186	3,540	20.0	0.0
34 茨島	50.5	0.0	0.0	50.5	284	5,387	28.0	0.0
35 上北手	89.7	0.0	0.0	89.7	403	7,652	40.0	0.0
36 牛島	36.3	0.0	0.0	36.3	221	4,193	18.0	0.0
42 御野場	53.7	0.0	0.0	53.7	260	4,945	30.0	0.0
45 御所野高区	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	29.0
46 御所野低区	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	8.0
48 将軍野南	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	9.0
56 椿川低区	28.4	0.0	0.0	28.4	46	873	0.0	0.0
59 平尾島中区	36.8	0.0	0.0	36.8	40	752	10.0	0.0
60 竹ノ花	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	9.0
100 国道	42.6	42.6	42.6	42.6	49	923	0.0	0.0
計	596.6	42.6	42.6	596.6	2,997	56,935	270.0	157.0

# 漏水調査業務委託仕様書

令和6年度  
秋田市上下水道局

# 漏水調査業務委託仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、秋田市上下水道事業管理者が行う漏水調査業務委託に適用するものとする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 指示：委託者側の発議により、監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準又は計画などを示し実施させることをいう。
- (2) 承諾：受託者側の発議により、受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- (3) 協議：監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) P O I 区域：給水区域60ブロック内の漏水可能性区域をいう。

(監督員)

第3条 委託者は、調査業務について指示、承諾および協議を行う監督員を定めるものとする。

(受託者の業務)

第4条 受託者は、契約の履行に当たっては、業務委託の意図および目的を十分に理解した上で、調査業務の諸要素を満足するよう最高の技術を発揮しなければならない。

(現場代理人)

第5条 受託者は、調査業務における現場代理人および主任技術者を定め、所定の様式（現場代理人、主任・監理技術者経歴書）により委託者に届け出るものとする。

2 現場代理人は、契約書、図面、仕様書および現場説明に対する、質問

および回答書等に基づき調査業務に関する一切の事項を処理するものとする。

3 主任技術者は、調査業務を行う上で技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

4 主任技術者は、調査主任技術者が兼務することができる。

(調査技術者)

第6条 受託者は、調査業務に従事する技術者を定め所定の様式により委託者に届け出るものとする。

2 調査技師は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

(1) 調査主任技師

調査業務および漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案および指導を行い、実務経験を7年以上有する者。

(2) 調査技師

漏水調査および管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者。

(3) 調査技師補

漏水調査および管路探知等の作業を実施し、実務経験を1年以上有する者。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約書および本仕様書に基づき、契約締結後遅滞なく、所定の様式(調査結果報告書)により関係書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は調査中、漏水調査日誌を監督員に提出しなければならない。

3 指示、承諾および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

(調査業務計画)

第8条 受託者は、調査目的を十分把握して調査業務計画書を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出しなければならない。

2 調査業務計画書には、次の事項を記入するものとする。

- (1) 作業内容
- (2) 作業順序および方法
- (3) 作業の工程表
- (4) 使用機器の種類、名称および性能（一覧表）
- (5) 作業の班編成とその内容および責任者
- (6) その他参考となる事項

3 様式は任意とする。

（身分証明書）

第9条 受託者は、調査実施に先立ち、委託者から調査に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

2 調査に従事する者は、身分証明書を常時携帯し、漏水調査に関係する土地の所有者等の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 受託者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を委託者に返納しなければならない。

（土地の立入り等）

第10条 受託者は、調査実施に当たり、宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、あらかじめ占有者に対して通知しなければならない。

（現場管理）

第11条 受託者は、調査に当たり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

2 受託者は、調査に当たり、地上・地下の既設構造物を破損しないよう適切な措置を講ずるものとする。

3 受託者は、傷害、火災、およびその他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他の関係法規を守り、円滑に調査を行わなければならない。また、交通安全対策には特に留意し必要に応じてその措置を行うものとする。

（成果品）

第12条 受託者は、調査終了後速やかに成果品を監督員に提出しなければならない。



2 成果品の内容については、次のとおりとする。

(1) 漏水調査結果報告書 1部

ア 調査概要、方法および使用機器

イ ブロック毎の実施数量

ウ 調査日誌

エ 漏水箇所位置図

オ 時間積分式漏水発見器の計測データ一覧

カ P O I 区域調査データ一覧

(2) 現場写真 1部

(3) (1)オ・カ調査の計測データ波形動画をP C上で再現できるC D-R等（秋田市電子納品運用に関するガイドラインに基づいた電磁的記録媒体）に保存したもの。

(4) その他監督員が必要と認めたもの。

3 成果品は、すべて委託者の承諾を受けないで他に公表や貸与し、又は使用してはならない。

（疑義）

第13条 受託者は、漏水調査業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督員と協議の上、実施するものとする。

## 第2章 調査作業

（業務範囲）

第14条 本業務は、別紙、漏水調査ブロック図の範囲において、漏水調査（現場下見調査596.6km、弁栓音聴調査42.6km、戸別調査および点検59,932戸、路面音聴調査42.6km、P O I 区域調査427箇所、漏水確認調査596.6km）を実施するものとする。

（現場下見調査）

第15条 調査区域の配水管図面と現地の管路および弁栓類等の位置確認を

行うものとする。また、管種、埋設深度、地形および調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握し、その結果を監督員に報告しなければならない。

(戸別音聴調査)

第16条 調査区域内の各戸毎の止水栓および量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。なお、その漏水音発見箇所をスプレー等でマーキングする場合は家屋等に十分留意しなければならない。

(戸別振動計測点検)

第17条 調査区域内の各戸毎の止水栓および量水器を調査対象とし、時間積分式漏水発見器を用いて点検し、各戸の量水器で発生している振動の継続性の割合（積分値）を計測するものである。また、同時に漏水音（漏水疑似音）を録音データとして集音するものである。

(戸別振動計測データ処理)

第18条 戸別振動計測点検で収集した振動データおよび録音データを波形動画として処理ならびに解析するものである。各データは、積分値を1秒毎5連続して記録すると同時に、5秒以上振動を録音したものを活用すること。

(弁栓音聴調査)

第19条 仕切弁および消火栓等の配水管付属施設を対象とし、音聴棒を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

(路面音聴調査)

第20条 配水管路について、管路上を漏水探知器等を用いて音聴し漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

(P O I 区域調査)

第21条 P O I 区域を調査対象とし、区域内に布設されている送水管・配水管、仕切弁等の付属施設、各戸の給水管および付属設備等を調査するものである。配水管路については、漏水探知器等を用いて音聴し、仕切弁等の付属施設は、音聴棒を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。各戸の給水管等については、時間積分式漏水発見器を用いて

点検し、振動の継続性の割合（積分値）を計測するものである。また、同時に漏水音（漏水疑似音）を録音データとして集音するものである。

（漏水確認調査）

第22条 戸別音聴調査等による漏水音（漏水疑似音）箇所をボーリングバ－又は相関式漏水探知装置を用いて漏水箇所を確定するものである。なお、本作業実施に当たっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意しなければならない。

（調査確認）

第23条 漏水箇所を発見し、かつ確認作業により漏水と判明した時は、路上に明示したのち、速やかに連絡および指定用紙の調査票で報告すること。

（機材および消耗品）

第24条 調査に必要な資機材および消耗品は受注者の負担とし、計器類は毎日点検して整備しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

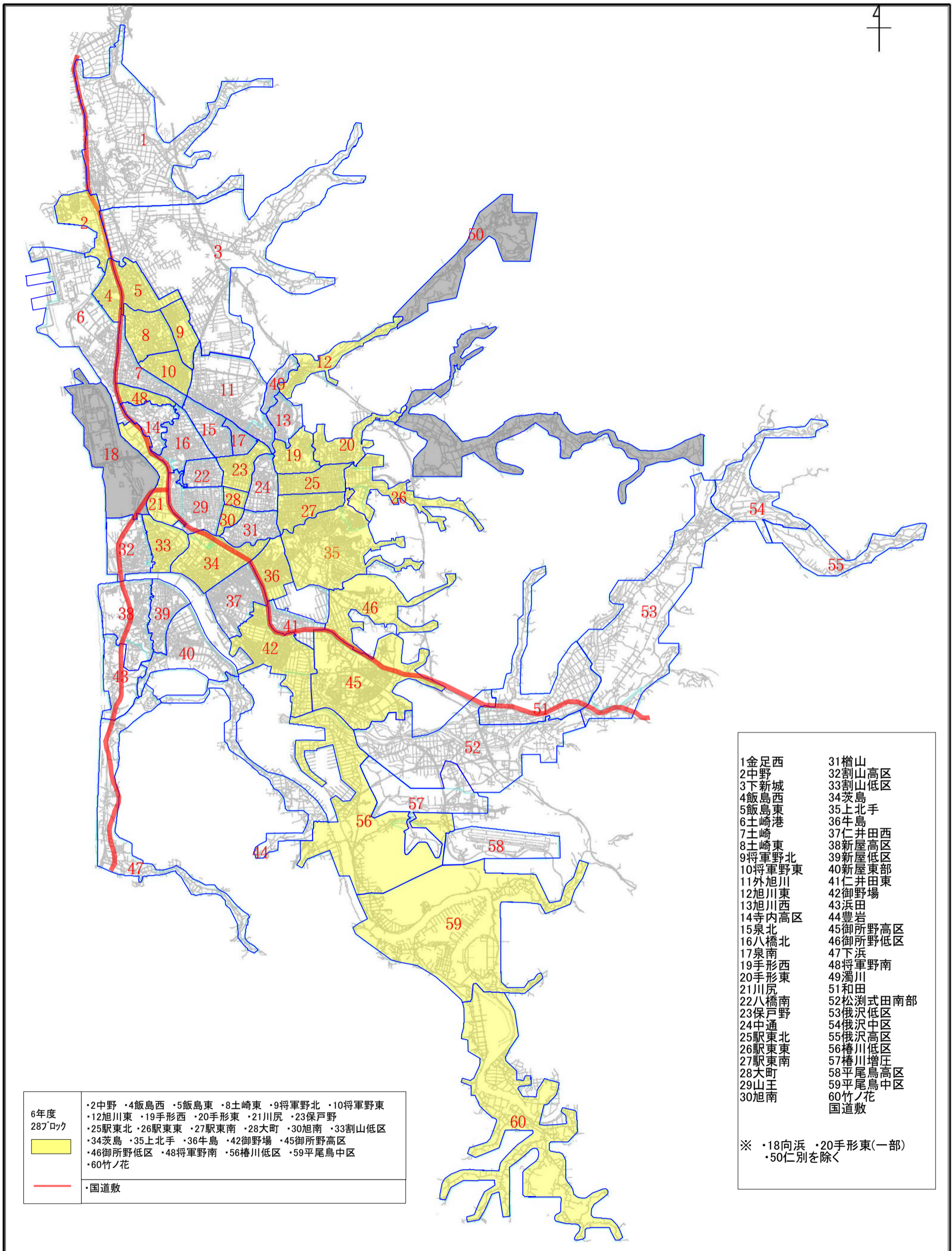
（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

# 令和6年度漏水調査ブロック図

4  
+



6年度  
287ブロック

・2中野 ・4飯島西 ・5飯島東 ・8土崎東 ・9将軍野北 ・10将軍野東  
 ・12旭川東 ・19手形西 ・20手形東 ・21川尻 ・23保戸野  
 ・25駅東北 ・26駅東東 ・27駅東南 ・28大町 ・30旭南 ・33割山低区  
 ・34茨島 ・35上北手 ・36牛島 ・42御野場 ・45御所野高区  
 ・46御所野低区 ・48将軍野南 ・56椿川低区 ・59平尾島中区  
 ・60竹ノ花

・国道敷

- |        |          |
|--------|----------|
| 1金足西   | 31檜山     |
| 2中野    | 32割山高区   |
| 3下新城   | 33割山低区   |
| 4飯島西   | 34茨島     |
| 5飯島東   | 35上北手    |
| 6土崎港   | 36牛島     |
| 7土崎    | 37仁井田西   |
| 8土崎東   | 38新屋高区   |
| 9将軍野北  | 39新屋低区   |
| 10将軍野東 | 40新屋東部   |
| 11外旭川  | 41仁井田東   |
| 12旭川東  | 42御野場    |
| 13旭川西  | 43浜田     |
| 14寺内高区 | 44豊岩     |
| 15泉北   | 45御所野高区  |
| 16八橋北  | 46御所野低区  |
| 17泉南   | 47下浜     |
| 19手形西  | 48将軍野南   |
| 20手形東  | 49瀧川     |
| 21川尻   | 51和田     |
| 22八橋南  | 52松濑式田南部 |
| 23保戸野  | 53俄沢低区   |
| 24中通   | 54俄沢中区   |
| 25駅東北  | 55俄沢高区   |
| 26駅東東  | 56椿川低区   |
| 27駅東南  | 57椿川増庄   |
| 28大町   | 58平尾島高区  |
| 29山王   | 59平尾島中区  |
| 30旭南   | 60竹ノ花    |
- 国道敷
- ※ ・18向浜 ・20手形東(一部)  
 ・50仁別を除く